特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	国民健康保険税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由布市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県由布市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務				
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律、国民健康保険法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき国民健康保険税の賦課に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 (具体的な事務) ①国民健康保険税の減免 ②国民健康保険税の賦課 ③国民健康保険税の財課 ③国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知(年金保険者→市町村)) ④国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知(年金保険者→市町村)) ⑤国民健康保険税の特別徴収(税額通知)(市町村→年金保険者)				
③システムの名称	・国民健康保険システム・共通管理システム・団体内統合宛名管理システム・中間サーバー・市町村事務処理標準システム				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
・課税情報ファイル					
3. 個人番号の利用					

法令上の根拠 番号法第9条第1項及び別表の24、44の項 並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第16条、第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、番号提供に基づく	主務省令第2条の表48の項、69の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保険課
②所属長の役職名	保険課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先 総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111</mark>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先 保険課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111</mark>

g 相削等gを等g頂の適田

「一」海田」た

つ. が別力マネカムが関	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>	.上1万人未満 -10万人未満 上30万人未満		
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点			
2. 取扱者	数				
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満			
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故				
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] 施機関については、それ・	•	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
載されている。				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシ	ンステムを通じた	-入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 株	7. 特定個人情報の保管・消去					
	個人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. J	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
	的ミスが発生するリスク 対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	判断の根拠	り、申請者からマイナンバーだ情報による照会を原則として	が得られない いる。また、『	その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行ってお場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3 見新時にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である		

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
当該対策は十分が【再掲】 [十分である] 2) 十分である		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	を取り扱う事務に従事する職員 い、未受講者に対しては再受講 を講じている。また、庁内で漏え	((会計年度職員を含む 情の機会を付与し、関係 とい等のヒヤリハット事 している。これらの対策	多を行っている。年度中において、特定個人情報 ご。)等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行 系する全ての職員が研修を受講するための措置 「案が発生した際等には、再発防止策等の周知 「を講じていることから、従業者に対する教育・啓

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I7 請求先	町柿原302番地 Tel097-582-1111	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿 原302番地 Tel097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため。
平成29年6月1日	I 8 連絡先	保険課 〒879-5192 大分県由布市湯布院町 川上3738番地1 Tel0977-84-3111	保険課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿 原302番地 Tel097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため。
平成29年6月1日	I 5 ②所属長	保険課長 曽根崎 秀一	保険課長 佐藤 厚一	事後	人事異動に伴う所属長変更 のため。
平成29年9月1日	I 1 ③システムの名称	・国民健康保険システム・団体内統合宛名管理システム	・国民健康保険システム・共通管理システム	事後	
平成29年10月30日	評価実施機関名	由布市長 首藤 奉文	大分県由布市長	事後	市長名の削除
令和1年5月10日	新様式への変更			事後	
令和3年9月16日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月16日	Ⅱ 1 対象人数	平成27年6月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月16日	Ⅱ 2 取扱者数	平成27年6月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和6年12月25日	3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の16、30の 項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第 16条、第24条	番号法第9条第1項及び別表の24、44の項並び に平成26年内閣府・総務省令第5号第16条、 第24条	事後	番号法改正に伴うもの
令和6年12月25日	4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の46の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の27,42、45の 項	(情報提供の根拠) 情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、番号提供に基づく主務 省令第2条の表48の項、69の項	事後	番号法改正に伴うもの
令和6年12月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1.	令和3年4月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応のため
令和6年12月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2.	令和3年4月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応のため
令和6年12月25日	IV 8. 人手を介在させる作業	旧様式になし	2) 十分である ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で 記載されたマイナンバーの真正性確認を行ってお り、申請者からマイナンバーが得られない場合にの み行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、更新時にも、 本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を実施しており、人為 的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	標準化対応のため及び様式の改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	Ⅳ 11. 最も優先度が高い と思われる対策	旧様式になし	9) 従業者に対する教育・啓発 2) 十分である 由布市研修計画に従い、管理職へ毎年度当初に研修を行っている。年度中において、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事前	標準化対応のため及び様式 の改正に伴うもの